

第3回柏市農業委員会総会議事録

1 令和3年10月8日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 中央公民館 会議室5A・5B・5C 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1 番 金 子 幸 司	2 番 酒 卷 寿 雄
3 番 遠 藤 秀 生	4 番 大 宮 茂 男
5 番 成 嶋 君 美	6 番 飯 野 文 夫
7 番 坂 卷 洋 行	8 番 石 井 マサ子
9 番 岡 田 英 夫	10 番 寺 島 和 彦
11 番 村 越 等	12 番 橋 本 英 介
13 番 谷 田 貝 和 代	14 番 平 川 徹
15 番 染 谷 茂	16 番 山 崎 明 久

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

17 番 友 野 博 之	18 番 小 川 克 己
19 番 栗 原 豊	20 番 染 谷 織 恵
21 番 大 塚 信 幸	22 番 豊 田 佐 智子
23 番 木 村 寿	24 番 関 根 勝 敏
25 番 濱 嶋 静	26 番 富 澤 英 三
27 番 林 敏 夫	28 番 飯 田 利 明
30 番 砂 川 晴 彦	31 番 坂 卷 儀 治

15名中14名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

29 番 石 井 一 美

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

次 長 杉 浦 清

副主幹 原 田 圭 介

副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】（許可時の同意を含む）

議案第 4号 生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(3) 8月1日時点の農家基本台帳実態調査結果について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員，石井マサ子委員，よろしく願いいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の当番は第 3 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，山崎委員長よろしく願いいたします。

山崎委員長 農地第 3 調査会は，去る 9 月 28 日，10 月 5 日，令和 3 年度第 7 回農地調査会を実施いたしました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 4 件，第 4 条 1 件，公売買受適格証明 3 条要件 1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的として，会長，事務局職員 2 名，私，山崎の計 4 名で実施いたしました。

次に，令和 3 年 6 月に開催された第 35 回総会の議案第 1 号から 3 号の 10 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長，お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、2ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が経営面積を拡大するため、また大島田在住の譲渡人は相続により農地を取得したものの、農業経営を行っておらず、譲渡したいため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大島田の田●筆、●，●●●m²で、米を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、4ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が祖母である譲渡人から農業経営を引き継ぐため、また●●●在住の譲渡人は●●●により農作業が困難となり、農業経営を引き継ぐため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、藤心の畑●●筆、●●，●●●m²で、●●，●●，●●

●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は、10ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人の親子4人が同居の家族である譲渡人から農業経営を引き継ぐため、また●●在住の譲渡人は●●により農作業が困難となり、農業経営を引き継ぐため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、藤心の畑●筆、●、●●●㎡で、●●●●●●●、●●●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

農業従事者7人ということですが、譲受人4人のほかに、残りの3人はどのような方々でしょうか。

山崎委員長 譲渡人とその妻、そのほか従業員が1人いるそうです。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

富澤委員 譲渡人の持分2分の1を、譲受人の4人が4分の1ずつということですが、調査会の資料では譲渡人が1人で、この申請はどのような内容ですか。

山崎委員長 譲渡人は、それぞれ持分2分の1を所有していますが、譲受人4人の持分4分の1というのは、今回の申請者である譲渡人の持分2分の1のみを4人に対し4分の1ずつ贈与するものです。

富澤委員 では、奥さんはそのまま持分2分の1を所有するということですね。

山崎委員長 そうです。

富澤委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が自己所有地と一体として耕作するため、また●●●在住の譲渡人は農業経営を縮小するため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、若白毛の畑●筆、●●●㎡で、●、●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 譲受人と譲渡人の関係は第三者とありますが、まったくの他人に贈与ですか。

何か関係あるんですか。

山崎委員長 この土地は、譲受人の隣地であることもあり、譲受人が手伝っていたこともあったようで、譲渡人の農業経営縮小に伴い、贈与することにしたようです。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、4番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、15ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑●●筆●●，●●●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の周辺住民から、駐車場の整備について要望を受け、貸駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、自家用車●●台を収容するもので、申請地は砕石敷きの上、周囲は単管パイプ柵を設け、各車両区画には単管パイプ車止めを設置し、標識ロープで分けします。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透。接道部分はアスファルト舗装とし、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

ここはすでに駐車場として使われていたとのことですが、始末書を書いて提出すれば許されるということでしょうか。

山崎委員長 この件は、先代である父親が貸駐車場として転用し、申請人はこの事実関係を知らずに受け継ぎましたが、登記手続きの際にこの事実が判明したため今回の申請に至ったものです。

詳細については事務局から説明をお願いします。

議長 事務局お願いします。

事務局 事務局です。この件について補足説明をいたします。

成嶋委員のご指摘のとおり、通常であればこれは違反転用に該当する案件です。ただし山崎委員長からお話がありましたとおり、違反行為が先代によって過去に行われたものであり、現在の土地所有者は関知していなかったということで、例外的にその過誤を認めるという、県の内諾をもって例外的に扱うということですので、違反を必ずしも始末書一枚で全て許可するということではございません。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「公売買受適格証明書の交付について、農地法第3条要件、許可時の同意を含む、を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長，お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告いたします。

調査会資料は19ページからになります。

本件は，東京国税局による農地の公売に参加したいため，公売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は令和●年●月●日から令和●年●●月●●日までで，物件の農地は逆井の畑●筆，●，●●●. ●●m²です。

申請者は●●●在住の方で，松戸市内に田んぼ●，●●●m²，畑●●●m²の農地を所有し，申請地には●を栽培する計画です。

農業経営の実態につきましては，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第3調査会としては承認相当と判断しました。

なお，申請者に対して，落札した際は，本申請で許可を得て，申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この申請者の方は何歳でしょうか。

山崎委員長 申請者は●●歳です。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について」
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を都市計画課に求めます。都市計画課、お願いします。

都市計画課 それでは、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

今回、生産緑地の追加決定を予定する土地としましては、光ヶ丘2丁目●名が所有する土地で、面積は●, ●●●㎡となります。

この農地の北側に隣接しました既存の生産緑地が●, ●●●㎡ございまして、今回の農地と合わせまして●, ●●●㎡となり、3,000㎡以上あることから防災協力農地の締結が行われまして、生産緑地地区に、今回追加決定するものでございます。

本市としましては、防災協力農地の締結を受けた農地におきましては、生産緑地地区の追加決定をすることができるということになっておりますので、今回締結した農地の所有者から、生産緑地地区として設定希望の申出があったため、申出を受け付け、手続を現在進めてい

るところでございます。

次に、2ページをご覧ください。

2ページは、航空写真上に対象地を示している写真でございます。この対象地としましては、●●●●●●●●●●の南側に位置しております既存の生産緑地に隣接した土地でございます。

続いて、3ページをご覧ください。

3ページは、当該地区の追加指定箇所的位置を確認表に示したものでございます。

最後に4ページをご覧ください。

4ページにつきましては、主な経過とスケジュールを示しております。

まず、令和●年●月に、土地所有者から生産緑地地区決定の希望申出を受け付けました。その後、●月に農業委員会と共に所有者立会いのもと現地調査を行い、当該地区は農地としておおむね良好との意見を得ております。

市としましては、生産緑地地区の決定が妥当であると判断し、当該地区について都市計画決定の手続を進めたいと考えております。

今後の予定につきましては、令和4年2月の柏市都市計画審議会を経て、同年3月に都市計画決定の告示をする予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

防災協力農地というのは、実際どういう役割を果たす農地なんですか。

都市計画課 防災協力農地とは、地震など大規模な災害が起きたとき、農地を避難する空間や復旧用資材置場などに利用するため、農家の

方々の協力を得て、あらかじめ防災協力農地に登録していただくという制度でございます。そして、その農地を生産緑地として指定できるという制度でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

山崎委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
はい，どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

今，農家の地主さんの協力と言いましたけれども，野菜などが畑にあった場合，その補償はされるのでしょうか。

都市計画課 補償につきましては，補償に関する基準に基づいて算定すると，防災の担当課のほうから伺っております。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

防災協力農地というのは，市内にどのくらいあるのでしょうか。

都市計画課 市内には18か所，約10haございます。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、都市計画課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(都市計画課退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●●に在住の農業者が新利根の畑●筆、面積

●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は●年です。

計画番号第2番は，●●●に在住の農業者が新利根の畑●筆，面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は●年です。

計画番号第3番から4番は，●●に在住の農業者が布施の畑●筆，合計面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は●年です。

計画番号第5番は，●●に在住の農業者が弁天下の田●筆，合計面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は●年です。

続きまして，所有権移転の案件です。

計画番号第1番は，●●に在住の農業者が船戸の畑●筆，面積●●●㎡の所有権を移転するものです。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第5号が終了しましたので，農政課の方は退席され

て結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局をお願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次回11月の予定を申し上げます。

4日木曜日、5日金曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第4調査会です。

10日水曜日が総会で、午後3時から分室1、2階、第1会議室でございます。

これをもちまして、第3回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後2時40分閉会)